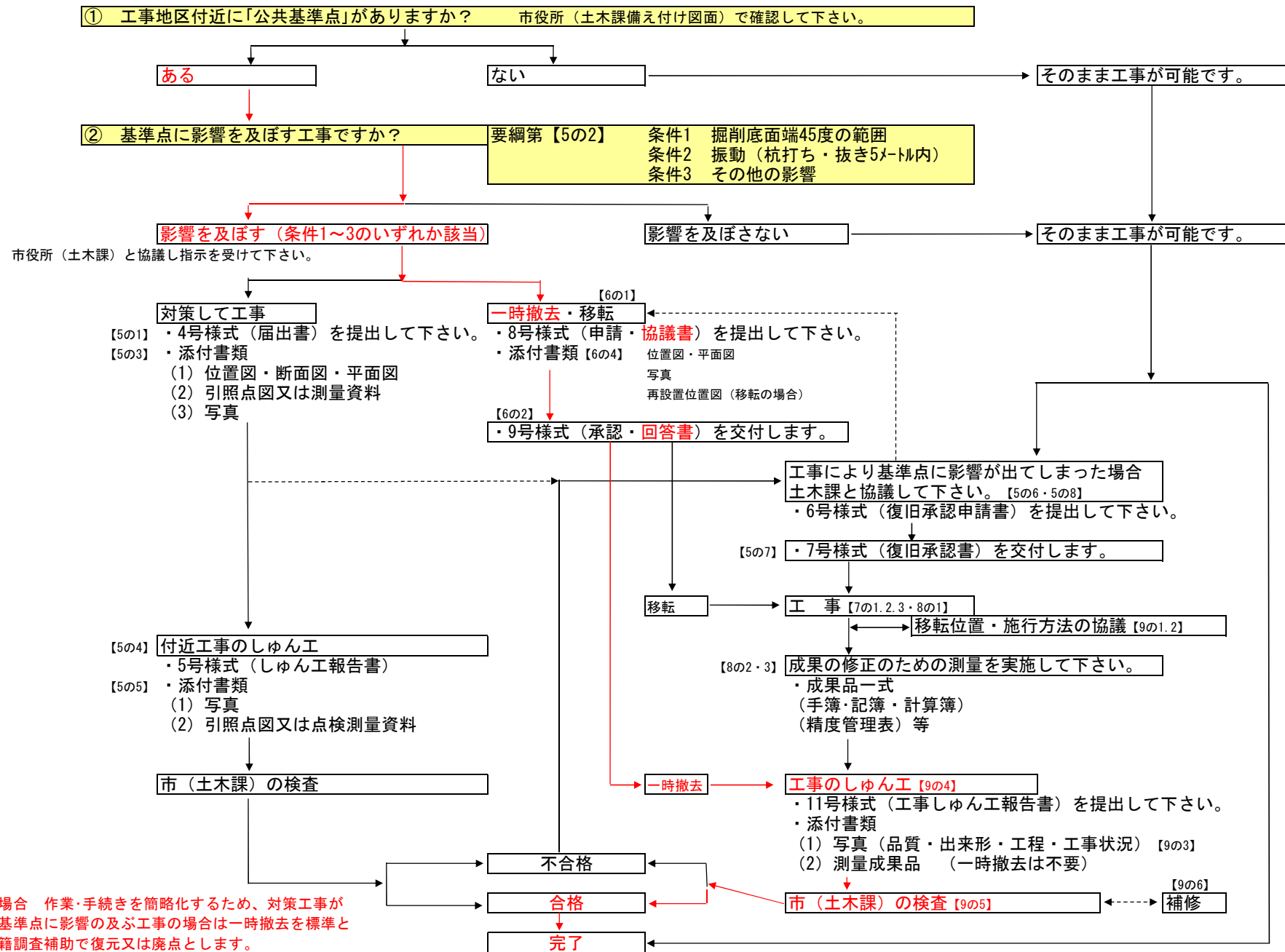


稚内市 公共基準点付近での道路工事・上下水道等工事の注意と手続き (フロー図)

平成19年4月1日より

(土木課届出関係)



※注意

公共工事の場合 作業・手続きを簡略化するため、対策工事が不可能で、基準点に影響の及ぶ工事の場合は一時撤去を標準とし、後日地籍調査補助で復元又は廃点とします。